

募集

住宅リフォーム補助金の事前受け付けをします

▶申し込み・問い合わせ 産業政策課 ☎73-3013

木工事	部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材の変更など
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修など
サッシ工事	玄関建具取り替え、断熱サッシ工事、シャッター取り付けなど
建具工事	各種建具取り替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取り替え）など
内装工事	床・天井・壁のクロス貼り替えなど
外装工事	外壁の改修・張り替え・塗り替え、コーキング補修など
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗り替えなど
左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修など
給排水衛生設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事など
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス、ペランダの設置、改修など
省エネ設備工事	住宅に組みこまれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備など）

**一般住宅リフォーム・地域経済活性化事業補助金**

市民の皆さんの生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームに対する補助金を交付します。

**対象となる人**  
市内に住所を有する人  
対象となる人が現に住んでいる住宅  
対象となる工事  
市内の業者が行う、費用が30万円以上のリフォーム工事で、交付決定後に開始し平成28年2月末日までに完了するもの（表参照）

**補助金額**  
※市内業者とは、市内に本店を置く建築業などを営む法人、または住所を有する個人です。  
※対象者や対象者と同一世帯の者による工事は、対象になりません。  
補助金額  
工事に要した費用の20%（上限20万円）

**事前受付申し込み期間**  
5月8日（金）～15日（金）  
午前9時～午後5時  
※土日は除きます。

**注意事項**  
●申請時にすでに開始している工事は対象になりません。  
●補助金は対象世帯、対象住宅に対して1回限りです。

※市内業者とは、市内に本店を置く建築業などを営む法人、または住所を有する個人です。  
※対象者や対象者と同一世帯の者による工事は、対象になりません。

お知らせ

携帯電話へメール配信

みとよのほんまもん	市からの各種情報	QRコード（メールアドレス）
 (mitoyo1012@kk.88island.jp)	 (mitoyo697001@once.88island.jp)	
特産品などが当たるメールマガジンです 月1回程度、情報をお送りします	次のカテゴリから選んで登録できます 災害対策・健康・福祉・子育て・介護・年金・ごみ環境・税・市営住宅・観光イベント・スポーツ行事・講演生涯学習・職員募集・市議会・農業委員会・選挙・各学校から・その他情報	配信内容
産業政策課 ☎73-3013	秘書課 ☎73-3001	

市では災害や防犯、暮らしのお知らせなどの情報をメール配信しています。次の2つの配信サービスがありますので、ぜひご利用ください。

**登録方法**  
空メールを送信すると登録用のメールが返信されます。必要な情報を入力し、本登録をしてください。

お知らせ

新教育長に 小野 英樹氏



小野 英樹氏（60歳）

4月に施行された改正地方教育行政法により、教育委員長と教育長の職が一本化されました。市でも、4月1日付

けで小野氏が教育長に任命され、新たなスタートを切りました。  
今後は、改正法に基づき、首長と教育委員会の協議・調整の場である「総合教育会議」の設置と教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定し、より充実した教育行政の推進を目指します。

募集

定住促進事業をご利用ください

▶申し込み・問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

**空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金**

若者の定住と地域経済の活性化を図るため、40歳未満の若者世帯の住宅取得に対する補助金を交付します。

**対象となる人**  
●交付申請日に40歳未満の人  
●交付後5年以上継続して対象となる住宅に居住する人  
●市税を滞納していない人  
●市内で新築または購入し、建物の権利に関する登記日から3カ月以内の住宅  
●市内の業者が建築した住宅、または市内の業者を通して購入した住宅

空き家バンクを通じて売買、賃貸契約を結んだ空き家に対してリフォームを行った場合も、補助金を交付しています。

居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所を備えた住宅

取得に要した費用	補助金額
1,500万円以上	100万円
1,500万円未満	取得金額の20分の1

●居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所を備えた住宅

**指定宿舎に登録しませんが**  
短期滞在者支援事業  
学生合宿支援事業  
市への移住を希望する人や市内で合宿する学生をサポートするため、市の指定宿舎に宿泊した人が利用できる制度を設けています。指定宿舎に登録し、移住希望者をサポートしていただける※旅館業者を募集しています。ぜひ、ご協力ください。

※旅館業とは、旅館業法に規定されたホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業などをいいます。

お知らせ

6月1日は 人権擁護委員の日

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

町名	委員名	相談日	場所
豊中	秋山 茂利 馬淵 澄子	6月10日（水）	豊中庁舎
三野	加賀宇由基 建林伊都子	6月17日（水）	三野町社会福祉センター
仁尾	木下 実 大矢根節子		仁尾庁舎
高瀬	石井 昭夫 入江 健一 小野 益一		高瀬町農村環境改善センター
詫間	板倉 順子 藤村 隆	6月1日（月）	詫間福祉センター
山本	大野 邦子 藤川 和子		山本町農村環境改善センター
財田	重信 厚 川崎 廣美		財田庁舎

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権思想の普及や高揚に努めています。

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は全国の市町村に約1万4千人。地域に密着した活動を行っています。

市では4月1日付けで、次の皆さんが委嘱されました。

柚本 計悟さん 詫間・再任  
建林伊都子さん 三野・再任  
近藤 繁子さん 高瀬・新任

活動の一環として、次の日程で人権相談を実施します。  
(敬称略・順不同)